

1 改正の目的

卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

2 改正・施行の時期

平成30年6月15日成立、6月22日公布。平成32年6月21日施行。

3 主な改正内容

	卸売市場法（現行）	卸売市場法・食品流通改善促進法（改正内容）
① 内容・基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> 卸売市場の計画的整備 卸売市場の開設、卸売、取引規制を定める 	<ul style="list-style-type: none"> 卸売市場を含めた食品流通の合理化 生鮮食料品等の公正な取引環境の確保の促進
② 国の基本的役割	<ul style="list-style-type: none"> 卸売市場の整備促進 適正かつ健全な運営の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 生鮮食料品等の公正な取引の場として、卸売市場に関する基本方針を示し、指導・検査監督する 施設整備等への支援を行う 流通合理化の取組を進めようとする場合、その計画を認定し支援する 不公正取引の把握のための調査等を充実する
③ 開設主体（中央卸売市場）	都道府県、人口20万人以上の市	民間含め、制限なし
④ 国の関与（中央卸売市場）	開設区域を定め国が認可	国が認定（開設区域の定めなし）
⑤ 国の関与（卸売業者）	国が業務許可、指導・監督	
⑥ 国の関与（せり人）	法に明記	
⑦ 公正な取引環境確保の促進	ア 売買取引の方法の公表	○ 引き続き、卸売市場の「共通ルール」として位置づけ
	イ 差別的取扱の禁止	
	ウ 受託拒否の禁止	
	エ 代金決済ルールの策定・公表	
	オ 取引条件・取引結果の公表	
	カ 第三者販売の原則禁止	△ 原則、廃止 ただし以下の点に配慮し、市場毎に取引ルールとして定めることができる <ul style="list-style-type: none"> 共通ルールに反しないこと 卸売市場の調整機能維持に十分配慮 卸売市場の活性化に資する 卸売市場ごとに、特定の事業者の優遇にならない
	キ 直荷引きの原則禁止	
ク 商物一致の原則		
	○ 一律に法で規制	

4 業務規程の改正に向けた検討

前頁『⑦公正な取引環境確保の促進』のうち、当市場の取引ルールとして定める際には、取引参加者^{注)}からの意見聴取が必要となる。

また、現行法に定めがあるものの、改正法で定めなくなった項目について、業務規程で定めるべきか否かについての検討が必要となる。

注) 取引参加者: 卸売業者、仲卸業者、出荷者、仲卸業者以外で卸売業者から卸売を受ける買受人、仲卸業者から販売を受ける買受人等をいう。

5 主な論点等

	項 目	論 点 等 【 】内は現行法の概要
前頁 ⑦	㊦ 卸売業者による第三者販売 (卸売業者は、市場内の仲卸業者、売買参加者以外に卸売をしてはならない)	【原則禁止】 (改正法では、関係者の意見を聴き市場が独自ルールとして定め公表) ・ 市場全体の集荷販売機能を充実させるとともに、公平性の確保と手続の簡素化を図るため、独自ルールを設定する ・ ㊦、㊧ はセットで議論 ・ 生鮮食料品を取扱う市場でもあり、㊦は実態にそぐわなくなっている。一方衛生検査所による「市場商品の安全・安心」の確保は、市場にとって重要な機能。
	㊧ 仲卸業者による直接集荷 (仲卸業者は、市場内の卸売業者以外から買入れて販売してはならない)	
	㊨ 商物一致の原則 (卸売業者は、市場内にある生鮮食料品等以外の卸売をしてはならない)	
前頁 ④	市場の開設区域	【国が市場ごとに開設区域を指定】 ・ 開設区域内での小売等、業務内容等を規制 ・ 売上高割使用料の扱いを検討
前頁 ⑤	卸売業者の業務許可	【国が業務を許可。許可の基準、保証金、処分の手続き、許可の取消し等の定めがあり、細部は業務規程で規定】 ・ 将来的に新たな卸売業者参入の可能性を想定すると、何らかの判断基準が必要。 ・ 開設者としての指導・監督権限をどう担保するか。
前頁 ⑥	せり人制度	【せり人は開設者の登録制とし、業務規程で細部を規定】 ・ 卸売市場としては、不可欠な制度

6 取引参加者の意見聴取状況

区分	出荷者	卸売業者	仲卸業者	売買参加者	小売業者
状況		実施	実施	実施	